



第46期 定時株主総会 招集ご通知

2016年3月1日から2017年2月28日まで

株主総会参考書類

招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 計算書類
- 監査報告

開催情報

日時: 2017年5月18日(木曜日)

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所: 東京都千代田区外神田三丁目12番8号

住友不動産秋葉原ビル2階

ベルサール秋葉原



株式会社ジーフット

証券コード: 2686

証券コード 2686
2017年5月2日

株主の皆さまへ

東京都中央区新川一丁目23番5号
株式会社ジーフット
代表取締役社長 堀 江 泰 文

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2017年5月17日(水曜日)午後6時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2017年5月18日(木曜日)午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区外神田三丁目12番8号
住友不動産秋葉原ビル2階 ベルサール秋葉原
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第46期(2016年3月1日から2017年2月28日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 議案 | | 取締役11名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.g-foot.co.jp/>)に掲載させていただきます。

議決権行使に関するお願い

A

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2017年5月17日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類)	
事業報告	11
計算書類	
貸借対照表	28
損益計算書	29
株主資本等変動計算書	30
個別注記表	31
監査報告	
会計監査人の監査報告	41
監査役会の監査報告	43

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

まつい ひろし
1 松井 博史

再任

生年月日	1947年 6 月21日	所有する当社の株式数	7, 200株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1979年12月 ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社 1992年 5 月 同社取締役 2000年 5 月 同社常務取締役 2003年 5 月 イオン九州株式会社代表取締役社長 2008年 5 月 株式会社マイカル（現 イオンリテール株式会社）代表取締役社長 2011年 3 月 イオン株式会社執行役専門店事業最高経営責任者 2011年10月 当社顧問 2012年 4 月 当社代表取締役社長 2014年 5 月 当社代表取締役会長 2016年 5 月 当社取締役会長（現任）		
取締役候補者の選任理由	松井博史氏は、当社の前社長として、またそれ以前はイオングループでの豊富な経験と実績を有しております。経験に裏付けられた的確な視点から当社の経営全般に対し助言をいただくことで、経営体制がさらに強化できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	松井博史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

ほり え やすふみ 2 堀江 泰文

再任

生年月日	1956年 1 月 13日	所有する当社の株式数	2,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1978年 4 月 株式会社ニチイ（現 イオンリテール株式会社）入社 2006年 5 月 株式会社マイカル（現 イオンリテール株式会社）取締役東日本事業本部長 2009年 4 月 同社取締役サティ営業担当 2011年 2 月 イオンリテール株式会社東海カンパニー支社長 2011年 3 月 同社執行役員 2011年 4 月 同社取締役兼執行役員 2013年 3 月 同社取締役兼常務執行役員営業担当 2015年 2 月 当社顧問 2015年 5 月 当社代表取締役社長（現任）		
取締役候補者の選任理由	堀江泰文氏は、イオングループでの豊富な経験と実績を有しており、当社社長就任後も企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取り組んでおります。今後も強いリーダーシップを期待できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	堀江泰文氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

み つ い ひろし 3 三津井 洋

再任

生年月日	1956年 7 月 27日	所有する当社の株式数	800株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1981年 3 月 ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社 2005年 5 月 株式会社フードサプライジャスコ（現 イオンフードサプライ株式会社）取締役 2011年 2 月 イオンリテール株式会社東海カンパニー人事教育部長 2012年 4 月 当社取締役人事総務本部長 2014年 4 月 当社取締役管理担当兼人事総務本部長 2014年 5 月 当社常務取締役管理担当兼人事総務本部長 2015年10月 当社常務取締役管理本部長 2016年 3 月 当社常務取締役管理担当（現任）		
取締役候補者の選任理由	三津井洋氏は、イオングループでの経験及び総務・人事分野での豊富な経験を有しており、現在は当社管理担当取締役として管理部門全体を牽引しております。今後も更なる企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	三津井洋氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

たんげ こうじ 4 丹下 浩二

再任

生年月日	1969年9月25日	所有する当社の株式数	218,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1992年3月 当社（当時 株式会社ツルヤ靴店）入社 2000年2月 当社紳士靴統括マーチャンダイザー 2004年4月 当社取締役 2005年4月 当社常務執行役員関東統括本部長 2007年4月 当社常務取締役 2011年7月 当社常務取締役モール営業本部長 2013年4月 当社常務取締役店舗開発本部長 2016年3月 当社常務取締役開発担当（現任）		
取締役候補者の選任理由	丹下浩二氏は、入社以来、営業部門や店舗開発部門に携わるなど幅広い業務経験を有しており、現在は開発担当取締役として開発部門全体を牽引しております。今後も事業拡大の中心的役割が期待できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	丹下浩二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

こあくつ ひろし 5 小坏 博史

再任

生年月日	1957年12月19日	所有する当社の株式数	800株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1984年11月 ロマン株式会社入社 2007年5月 株式会社ニューステップ取締役商品本部商品部長 2009年2月 当社GMS事業商品本部長 2009年4月 当社執行役員 2010年4月 当社取締役 2011年7月 当社取締役商品本部長 2016年3月 当社取締役営業担当（現任）		
取締役候補者の選任理由	小坏博史氏は、入社以来、営業部門や商品部門に携わるなど幅広い業務経験を有しており、現在は営業担当取締役として営業部門全体を牽引しております。今後も事業拡大の中心的役割が期待できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	小坏博史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

6 もりいち よしき 守一 善樹

再任

生年月日	1956年3月14日	所有する当社の株式数	1,300株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1978年3月 ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社 1995年12月 株式会社メガスポーツ商品本部長 2004年4月 同社常務取締役 2008年9月 株式会社ニューステップ事業推進本部長 2009年2月 当社商品戦略室長 2013年5月 当社執行役員営業企画本部長 2014年4月 当社執行役員営業担当兼営業企画本部長 2014年5月 当社取締役営業担当兼営業企画本部長 2016年3月 当社取締役商品担当兼アスビー商品部長 2016年6月 当社取締役商品担当（現任）		
取締役候補者の選任理由	守一善樹氏は、イオングループでの経験を活かし、当社入社後は、営業部門や商品部門に携わるなど幅広い業務経験を有しており、現在は商品担当取締役として商品部門全体を牽引しております。今後も事業拡大の中心的役割が期待できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	守一善樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

7 ひでしま たかひろ 秀島 高広

再任

生年月日	1959年12月1日	所有する当社の株式数	800株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1981年4月 月星化成株式会社（現 株式会社ムーンスター）入社 1997年12月 株式会社フェイスカンパニー設立代表取締役 2000年4月 当社（当時 株式会社ツルヤ靴店）監査役 2008年4月 当社執行役員経営企画室長 2008年11月 当社取締役 2009年2月 当社取締役総合企画本部長 2014年4月 当社取締役企画担当兼総合企画本部長 2015年6月 当社取締役総合企画本部長 2016年3月 当社取締役総合企画担当（現任）		
取締役候補者の選任理由	秀島高広氏は、靴業界の豊富な知識を有しており、また、当社監査役の経験もあり、現在は総合企画担当取締役として経営企画、I R等の業務を牽引しております。今後も更なる企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	秀島高広氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

8 たかだ さとし 高田 覚司

再任

生年月日	1956年 8 月 25 日	所有する当社の株式数	24, 100株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1985年 2 月 株式会社ダイヤモンド高田入社 1999年 3 月 株式会社ニューステップ代表取締役社長 2004年 5 月 同社代表取締役専務 2007年 5 月 同社専務取締役事業開発本部長 2008年11月 当社取締役 2009年 3 月 当社専務取締役海外事業担当 2010年 4 月 当社執行役員海外事業企画室長 2015年 5 月 当社取締役海外事業企画室長 2016年 3 月 当社取締役海外事業担当（現任）		
取締役候補者の選任理由	高田覚司氏は、株式会社ニューステップで社長の経験があり、靴業界における豊富な経験と実績を有しており、現在は海外事業担当取締役として海外事業を牽引しております。今後も海外事業の推進に貢献できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	高田覚司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

9 ひさき くにひこ 久木 邦彦

新任

生年月日	1954年 8 月 2 日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1977年 4 月 ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社 2000年 2 月 同社H& B C 商品本部長 2002年 5 月 同社取締役 2003年 5 月 同社執行役 2004年 5 月 同社常務執行役 2006年 5 月 同社専務執行役 商品担当兼住居余暇商品本部長 2009年 3 月 イオントップバリュ株式会社代表取締役社長 2010年 5 月 イオン商品調達株式会社代表取締役社長 2014年 5 月 イオンリテール株式会社 取締役執行役員副社長（現任）		
取締役候補者の選任理由	久木邦彦氏は、イオングループでの経験を活かし、当社の経営全般に対し助言をいただくことで、経営体制がさらに強化できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	久木邦彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

生年月日	1976年6月11日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2002年10月 弁護士登録（大阪弁護士会） 2002年10月 弁護士法人淀屋橋合同（現 弁護士法人淀屋橋・山上合同）入所（現任） 2012年4月 当社社外監査役 2015年5月 当社社外取締役（現任）		
社外取締役候補者の選任理由	柴田昭久氏は、社外役員となること以外の方法で過去に会社の経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士としての経験を活かし、当社の経営全般に対し助言をいただくことで、経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	柴田昭久氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

(注) 1. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、取締役候補者 柴田昭久氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、当該責任限定契約を更新する予定であります。

また、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

2. 当社は柴田昭久氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

生年月日	1971年1月1日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1993年4月 株式会社長銀総合研究所(現 株式会社価値総合研究所) 入社 2000年2月 不動産鑑定士登録 2006年3月 ドイツ銀行東京支店不動産ファイナンス部 ヴァイスプレジデント 2010年7月 シービーアールイー株式会社東京本社 エグゼクティブディレクター 2012年10月 株式会社エーエムシーアドバイザーズ代表取締役(現任) 2013年1月 街アセットマネジメント株式会社代表取締役(現任)		
社外取締役候補者の選任理由	荒川正子氏は、不動産やファイナンスの専門家としての豊富な知識と経験を活かし、当社の経営全般に対し助言をいただくことで、経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	荒川正子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

(注) 1. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、取締役候補者 荒川正子氏は、選任後、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

また、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

2. 荒川正子氏は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が取締役を選任された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

(ご参考) 社外取締役の独立性に関する基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社における社外取締役の独立性に関する基準を、以下に定める要件を満たした者と定義する。

1. 現在及び過去10年間、当社または当社子会社、親会社、兄弟会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人（以下、業務執行者という）ではない者
2. 本人が、現在または過去3年間において、以下に該当しないこと
 - (ア) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）、またはその業務執行者
 - (イ) 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員
 - (ウ) 当社の主要な借入先（総資産の2%以上の金額の借入先）の業務執行者
 - (エ) 当社または当社子会社を主要な取引先とする者（当社または当社子会社との取引が、当該取引先の年間連結売上高の2%以上の取引先）またはその業務執行者
 - (オ) 当社の主要な取引先である者（その者との取引が、当社の年間売上高の2%以上の取引先）またはその業務執行者
 - (カ) 弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、当社または当社子会社より役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受領している者
 - (キ) 非営利団体に対する当社または当社子会社からの寄付金が1,000万円以上で、かつ当該団体の総収入の2%以上の団体の業務執行者
 - (ク) 上記1. 及び (ア) ~ (キ) の配偶者または2親等以内の親族

(添付書類)

事業報告

(2016年3月1日から
2017年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、インバウンド消費の落ち着きや、地震・大型台風上陸などの自然災害の多発、加えて個人所得格差拡大に伴う消費の二極化、節約志向の定着化、海外の景気不安、政治不安により、依然として不透明な状況が続いております。

一方、靴小売業界における経営環境は、カジュアル化の加速によるスポーツシューズの伸長や、6ポケット特需による子供靴の伸長などの好要素はみられるものの、アパレルなど異業種のラインロビング強化による靴事業への参入や、消費者の急速なファッションマインドの変化により、特に婦人靴を中心に総需要が激減しております。

このような環境に対応すべく当社は、「デジタルシフト」「都市シフト」「シニアシフト」「アジアシフト」「地域密着経営」を事業展開の基本とし、重点施策としては、「商品の改革」「売場の改革」「人の改革」「コストの改革」を重点政策と定め、改革を推進して参りました。

成長戦略の要となる上記4つのシフトに対応すべく、「デジタルシフト」においては、アプリ販促の導入に加え、タブレット端末を利用した「ぴたトリ」客注システムの活用によるオムニチャネル化の推進を図りました。また「都市シフト」においては2017年2月において、当社紳士靴部門の強化と次世代を見据えた新業態開発の推進に向け、100%子会社の株式会社プレステージシューズを設立いたしました。

また当事業年度における重点施策としては、「商品の改革」では、「ヘルス&ウェルネス」をコンセプトに、ライト&リラックス系商品提案強化や、ジェンダー別売場提案への変更による、好調カテゴリー（スポーツシューズ）の提案強化などを行い、レディーススポーツを中心に好調分野が大きく伸長するなど、成果がみられました。また、節約志向の高まりに対応すべく、「価値ある価格」をキーワードとした、コストパフォーマンスの高い価値あるオープニングプライス商品の開発を強化するとともに、伸長カテゴリーであるスポーツNB（ナショナルブランド）メーカーとの共同販促、エクスクルーシブ（独占モデル）商品の開発などに努めてまいりました。PB（プライベートブランド）開発においては、重点開発ブランドへの選択と集中を実施するとともに、注力ブランドへのプロモーション強化を実施いたしました。しかしながら、スポーツNB商品の需要の高まりに対応を進めたことから、PB販売構成比は31.9%（前期比5.4ポイント減）となりました。

今後は市場トレンドや消費スタイルの変化への対応を進めNB 拡販とPB 再構築の両面から、ブランドポートフォリオの再構築を進めます。

「売場の改革」では、各主力事業のフォーマット確立に向け、業態別組織体制を構築するとともに、それをエリア単位で補完する機能組織として、ファミリーマネジメント制度の導入を行いました。アスピーにおいては専門店複合型フォーマットを推進し、スポーツNBのショッピングインショップや子供靴専門店アスピーキッズを併設した新フォーマットの拡大を図りました。グリーンボックスにおいては、強みであるキッズ部門の強化を図るため、子供靴新コンセプト売場「kutsura (クツラ)」の導入を進め、100店舗体制に向けスタートしております。またアスピーファムにおいては、都市近郊への出店強化と地域密着型品揃えの拡充を図りました。また新規事業としてはスケッチャーズのFC (フランチャイズ) 出店を行い、順調なスタートを切りました。

以上の取組みの結果、出退店につきましては、新規出店37店舗、不採算店舗のスクラップを中心に退店26店舗となり、期末店舗数は880店舗となりました。

「人の改革」では、従業員が有する多様なスキルや潜在能力を引き出し、新しい企業価値を創造すべく「ダイバーシティ経営」を重点施策と位置づけ、女性管理職の増加、高齢者・障がい者の活用など多様性の高い働き方への改革を推進するとともに、働きやすい職場環境や制度の整備に注力しました。10月には女性活躍推進に関する取組みが優良な事業主に対して厚生労働大臣が認可する「えるぼし」(認定段階2)を取得いたしました。

「コストの改革」では、物流費などの間接コスト削減を中心に、LED化の推進や消耗備品の定量管理などを行い、水道光熱費・事務用消耗備品費の大幅削減を図りました。また上記「人の改革」と連動し、働き方改革の推進による残業の削減や生産性の向上に努めました。

社会貢献活動では、イオンモール新規開店に伴う植樹活動へ国内はもとより、カンボジアなどアジア地域での植樹活動においても、積極的に参加いたしました。またお取引先さまとの共同で、静岡の障がい者施設「ねむの木学園」において、支援活動を継続しています。

以上のように4つの改革を中心とする重点政策を推進した結果、スポーツ靴、子供靴の売上伸長や、主力フォーマットの活性化の成功、既存店舗のコスト低減など一定の成果がみられました。しかしながら、婦人靴を中心とするファッショントレンド、消費マインドの変化は想像以上に大きく、変化への対応が遅れた結果、売上構成比の最大カテゴリーであった婦人部門の売上収益が大きく低下いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高1,022億24百万円(前期比1.6%減)、売上総利益率47.8%(同0.4ポイント増)、営業利益50億5百万円(同9.3%減)、経常利益50億27百万円(同8.1%減)、当期純利益26億80百万円(同4.8%減)となりました。

(2) 商品別の売上状況

商品別の売上状況につきましては次のとおりであります。

商 品 別	当事業年度 2016年3月1日から 2017年2月28日まで	構 成 比	前 期 比
婦 人 靴	25,759百万円	25.2%	88.8%
紳 士 靴	17,289	16.9	93.9
ス ポ ー ツ 靴	32,561	31.9	106.9
子 供 靴	19,203	18.8	106.5
そ の 他	7,410	7.2	92.2
合 計	102,224	100.0	98.4

(注) 上記金額には、消費税は含まれておりません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は17億77百万円であり、主に新規出店への投資及び店舗改装によるものであります。

(4) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、少子高齢化の進展や単身・共働き世帯の増加、都市への人口集中などに加え、消費行動の節約志向の高まりや、二極化等、お客さまの消費行動も大きく変化しており競争環境はさらに厳しさを増すものと想定されます。

当社は、「デジタルシフト」「都市シフト」「シニアシフト」「アジアシフト」の4つのシフトに加え「地域密着」を経営戦略の基盤とし、商品、売場、人、コストの改革を中長期的戦略として推し進めて参ります。客数の回復を最大課題とし、マーケット変化への対応、業態別収益力の見直しを図り、更なる成長に向け、新規業態の開発、オムニチャネル化を推進いたします。また、ダイバーシティ経営を推進し、コーポレートガバナンス体制につきましても引き続き強化して参ります。

＜中期3カ年及び2017年度重点取り組み事項＞

中期3カ年及び2017年度は以下の重点施策を推し進めて参ります。

①商品の改革

1. PB商品戦略を軸とした商品力の強化
 - i. ブランドポートフォリオの再構築
 - ii. 競争力のある新価値・新価格体系の構築による差別化の改革推進
2. MDプロセスの改革によるSPAの推進
 - i. マーケティング力向上による実需からマスファッション提案への転換
 - ii. サプライチェーンマネジメントの構築
 - iii. グループ需要集約と海外工場、企画問屋とのチームMD構築による品質向上とコスト改革の推進

②売場の改革

- i. 主軸業態の徹底した収益力の向上による盤石な収益基盤の確立
- ii. 新規専門店フォーマットの開発を推進し、新規チャンネル開発による出店機会・立地の拡大
- iii. 多様なライフスタイルに対応したオムニチャンネル化の推進

③働き方の改革

- i. 現場力の継続強化による一人当たり販売効率の向上
- ii. ダイバーシティ経営の推進による全員総活躍の組織風土の確立

以上の施策により、キャッシュフロー経営の徹底と生産性の向上を図り、収益拡大を推進いたします。

株主の皆さまには、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 43 期 2013年3月1日から 2014年2月28日まで	第 44 期 2014年3月1日から 2015年2月28日まで	第 45 期 2015年3月1日から 2016年2月29日まで	第46期(当事業年度) 2016年3月1日から 2017年2月28日まで
売 上 高(百万円)	98,370	103,467	103,933	102,224
経 常 利 益(百万円)	4,423	5,465	5,473	5,027
当 期 純 利 益(百万円)	2,180	2,801	2,814	2,680
1株当たり当期純利益 (円)	52.35	67.25	67.17	63.03
総 資 産(百万円)	54,319	58,007	58,246	58,509
純 資 産(百万円)	18,514	21,059	24,056	25,843

- (注) 1. 第44期の売上高は、店舗数の増加により、前事業年度より増加いたしました。
また、第44期の総資産は、商品及び売上預け金の増加により、前事業年度より増加いたしました。
2. 第45期の売上高は、店舗数の増加により、前事業年度より増加いたしました。
3. 第46期(当事業年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
4. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
5. 当社は、2014年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。また、2015年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第43期(2014年2月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社であるイオン株式会社は、当社株式を25,825,620株(議決権比率60.73%)保有しており、イオングループ全体で当社株式を28,461,620株(議決権比率66.93%)保有しております。当社の取締役1名は当社の親会社の子会社であるイオンリテール株式会社の取締役兼常務執行役員を兼務しております。また、当社の監査役4名の内、1名は当社の親会社の子会社である株式会社イオンフォレストの常勤監査役を兼務しており、他の1名は当社の親会社の子会社である株式会社メガスポーツの監査役を兼務しております。

イオン株式会社の子会社であるイオンリテール株式会社及びイオンモール株式会社等とは店舗の賃借取引を行っております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容 (2017年2月28日現在)

- ① 靴の販売並びに製造修理
- ② インポート雑貨の販売

(9) 主要な営業所及び店舗 (2017年2月28日現在)

本社	東京都中央区新川一丁目23番5号
店舗	880店舗
	北海道地区 63店舗
	東北地区 101店舗
	関東地区 234店舗
	中部地区 172店舗
	近畿地区 152店舗
	中国地区 35店舗
	四国地区 22店舗
	九州地区 101店舗

(10) 従業員の状況 (2017年2月28日現在)

区 分	従 業 員 数	前事業年度末比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	889名	2名	38.3歳	10.7年
女 性	571	38	28.3	5.4
合 計 又 は 平 均	1,460	40	34.4	8.6

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、パートタイマー及びアルバイト(期中平均臨時雇用人員4,085名)は含んでおりません。
2. 従業員数が前事業年度末に比べ40人増加しているのは、主に店舗の新規出店によるものであります。

(11) 主要な借入先の状況 (2017年2月28日現在)

借 入 先	借 入 金 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,125百万円
株 式 会 社 中 京 銀 行	1,418
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	1,418

2. 会社の株式に関する事項（2017年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 144,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 42,533,000株
(自己株式12,284株を含む)
- (3) 当事業年度末の株主数 16,819名

(4) 上位10名の株主

株主名	所有株式数	持株比率
イオン株式会社	25,825,620株	60.73%
有限会社高田	900,000	2.11
イオンフィナンシャルサービス株式会社	670,000	1.57
イオンモール株式会社	520,000	1.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	517,000	1.21
ジーフット社員持株会	507,960	1.19
ミニストップ株式会社	450,000	1.05
マックスバリュ西日本株式会社	375,000	0.88
服部健志	351,640	0.82
株式会社コックス	336,000	0.79

(注) 持株比率は自己株式（12,284株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2017年2月28日現在）

名称 (発行回)	行使期間	保有者	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額	行使価額
第1回新株予約権 (2016年5月1日)	2016年6月1日～ 2031年5月31日	取締役 8名	332個	普通株式 33,200株	1株当たり 636円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件

- ・新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使できるものとする。
- ・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2017年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	松井博史	
代表取締役社長	堀江泰文	
常務取締役	三津井洋	管理担当
常務取締役	丹下浩二	開発担当
取締役	小塚博史	営業担当
取締役	守一善樹	商品担当
取締役	秀島高広	総合企画担当
取締役	高田覚司	海外事業担当
取締役	末裕学	株式会社MRD常務取締役
取締役	三浦隆司	イオンリテール株式会社取締役兼常務執行役員 衣料商品企画本部長
取締役	柴田昭久	弁護士法人淀屋橋・山上合同士 弁護
常勤監査役	布施弘二	株式会社メガスポーツ監査役
監査役	下山宏	下山宏税理士事務所 税理
監査役	竹越亮	株式会社イオンフォレスト常勤監査役
監査役	越山滋雄	東洋合成工業株式会社監査役

- (注) 1. 取締役 末裕学氏及び柴田昭久氏の2名は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 布施弘二氏、監査役 下山宏氏、竹越亮氏及び越山滋雄氏の4名は、社外監査役であります。
3. 監査役 下山宏氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役 末裕学氏及び柴田昭久氏、監査役 下山宏氏及び越山滋雄氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 就任
2016年5月19日開催の第45期定時株主総会において、新たに布施弘二氏及び越山滋雄氏は監査役に選任され就任いたしました。
- (2) 退任
2016年5月19日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって、監査役 内堀壽典氏は任期満了により退任いたしました。

(3) 地位及び担当の異動

2016年3月1日付で、小坏博史氏は商品本部長から営業担当兼営業企画本部長に、守一善樹氏は営業担当兼グリーンボックス・アスビーファム営業本部長から商品本部長となりました。

2016年3月17日付で、三津井洋氏は管理本部長から管理担当に、丹下浩二氏は店舗開発本部長から開発担当に、小坏博史氏は営業担当兼営業企画本部長から営業担当に、守一善樹氏は商品本部長から商品担当兼アスビー商品部長に、秀島高広氏は総合企画本部長から総合企画担当に、高田覚司氏は海外事業企画室長から海外事業担当となりました。

2016年5月19日付で、松井博史氏は代表取締役会長から取締役会長に就任いたしました。

2016年6月1日付で、守一善樹氏は商品担当兼アスビー商品部長から商品担当となりました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

	支給人員	報酬等の額
取締役	10名	161
(うち社外取締役)	(2名)	(9)
監査役	5名	21
(うち社外監査役)	(5名)	(21)
計	15名	182

- (注) 1. 2015年5月21日開催の第44期定時株主総会決議による取締役の報酬限度額
取締役 年額 360百万円 (会社法第361条第1項に基づく報酬)
ただし、金銭による報酬額として年額300百万円、株式報酬型ストックオプション公正価値分として年額60百万円
2. 2008年4月15日開催の第37期定時株主総会決議による監査役の報酬限度額
監査役 年額 60百万円 (会社法第387条第1項に基づく報酬)
3. 上記には当事業年度中に退任した監査役1名を含んでおります。
4. 上記には次のストックオプションによる報酬額が含まれております。
取締役8名に対し21百万円
5. 無支給者(取締役1名)については、支給人員に含めておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 末柘学氏は、株式会社MRDの常務取締役であります。当社は同社と特別な取引はありません。

取締役 柴田昭久氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同の弁護士であります。当社は同法人と特別な利害関係はありません。

常勤監査役 布施弘二氏は、当社常勤監査役就任前にイオンスーパーセンター株式会社常務取締役管理担当兼総務部長でありました。同社は当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であり、当社は同社と店舗賃借等の取引があります。また、株式会社メガスポーツの監査役であります。同社は当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であり、当社は同社と特別な取引はありません。

監査役 下山宏氏は、下山宏税理士事務所の税理士であります。当社は同事務所と特別な利害関係はありません。

監査役 竹越亮氏は、株式会社イオンフォレストの常勤監査役であります。同社は当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であり、当社は同社と特別な取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	社外役員の主な活動状況
取 締 役	末 柁 学	当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取 締 役	柴 田 昭久	当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
常勤監査役	布 施 弘二	2016年5月19日就任以降に開催された全ての取締役会・監査役会に出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、監査役会の議長として、監査役会の事前準備、議事運営を行い、各監査役に対して、監査状況の報告や意見表明を行っております。
監 査 役	下 山 宏	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、また、監査役会18回のうち17回に出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監 査 役	竹 越 亮	当事業年度に開催された全ての取締役会・監査役会に出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監 査 役	越 山 滋雄	2016年5月19日就任以降に開催された全ての取締役会・監査役会に出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、社外取締役及び社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めており、当社は、取締役 末梢学氏及び柴田昭久氏、監査役 下山宏氏及び越山滋雄氏と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

④ 社外役員の報酬等の総額等

(単位：百万円)

	人 数	報 酬 等 の 額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額等	7名	31	17

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 33百万円
- ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
33百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査時間や配員計画などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の選解任・不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人による適正な監査の確保に向けて、独立性・専門性その他の監査業務の遂行に関する事項から構成される会計監査人の選定基準をあらかじめ策定し、これらの基準に基づき、会計監査人の選解任・不再任の決定を行います。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当し、又は監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じ、これらにより会計監査人の解任・不再任が相当であると判断されるにいたったときは、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、又は株主総会に提出する会計監査人の解任・不再任の決定を行うなど必要な対応をいたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役が法令及び定款を遵守し社会規範に基づいた行動をとるため「リスク委員会」を設置し、コンプライアンス強化に努めております。

また、取締役の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、社外取締役を選任しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令・社内規定に基づき適切に記録し保存しております。取締役及び監査役は、必要に応じてそれらの文書を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会、監査役会及び内部監査室との連携のもと、リスク情報を共有するため管理担当役員を委員長とし「リスク委員会」を設置し、リスク発生時の対応の早期化を図っております。

「リスク委員会」の管理下に3つの小委員会を設置し、リスクマネジメント運用を担う体制を構築しております。「倫理違反調査小委員会」は懲戒に関する事例の検証及び対策等を行い、「コンプライアンス小委員会」はリスク管理及びコンプライアンスの啓蒙を行い、「クライシス対策小委員会」は災害対策及び事業継続計画等を策定しております。

また、当社は、反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から倫理規範において反社会的勢力との関わりについて定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組んでおります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行の効率を確保するため、組織規定及び職務責任権限規定を制定し、取締役の職務分担及び権限を明確にしております。

また、当社では、業務執行の責任分担の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、従業員が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるため、「リスク委員会」を設置し、コンプライアンス強化に努めております。

コンプライアンスの徹底を図るため、管理担当役員が各部門におけるコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、従業員教育等も行います。内部監査室は、管理担当役員と連携の上、コンプライアンスの状況を監査いたします。

また、法令遵守の観点から、法令及び定款に反する行為等を早期に発見し、是正するため内部通報制度を設けており、適正に運営しております。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イオングループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正対応の動向・対応の検討、業務効率化に資する対処事例の水平展開等を進めています。ただし、具体的対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとしており、当社としては水平展開候補事例の通知を受けるほか、コンプライアンス状況等に係る報告を適宜受ける体制となっております。

イオングループ各社との賃貸借契約等の利益相反取引については、市場価格に基づき交渉のうえ決定しており、当社の利益を損なわない方策を講じております。

また、当社子会社の経営については、自主性を尊重しつつ事業内容の報告を求め、重要案件に関しては事前に協議を行い、牽制機能が働く体制として定期的な財務経理部長の確認及び内部監査を実施するとともに以下の体制といたします。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項については、「関係会社管理規定」に基づき、重要な事項について事前に当社取締役会又は経営会議において協議するとともに、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告を受けるものといたします。

ロ. 子会社のリスク管理等については、リスク管理について定める関連規定に基づき、当社の管理担当役員がリスクの評価及び管理体制を統括し、適切にリスクマネジメントを行うものといたします。

ハ. 子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規定」に基づき当社取締役会で協議し、承認して情報共有を図るほか、グループ全体での会議を定期的に開催して業務プロセスの改善を図り、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行うことにより業務の一層の効率化を図ります。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社の内部監査室が関連規定等に基づき内部監査を実施するとともに、社内通報制度を整備するものといたします。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人員、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して決定いたします。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。
 - ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものいたします。
- ⑨ 監査役への報告に関する体制、並びに、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は、原則毎月1回開催する取締役会やその他重要な会議に出席し、業務の執行状況を把握しております。
 - ロ. 取締役及び使用人（子会社の者を含む。）は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。
 - ハ. 監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底いたします。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役が通常の見査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理します。通常の見査費用以外に、緊急の見査費用、専門家を利用する新たな見査費用が発生する場合においても速やかに処理するものいたします。
- ⑪ その他監査役の見査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 定例監査役会を毎月1回開催し、必要に応じ臨時監査役会を開催しております。
 - ロ. 監査役と内部監査室及び会計監査人は、定期的に会合を設け、見査関連情報の交換等をしております。
 - ハ. 監査役と代表取締役及び取締役は、定期的に会合を設け、会社に対処すべき課題、見査役見査の環境整備の状況、見査上の重要課題等について意見交換しております。
- ニ. 前項にかかわらず、見査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものいたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

- ① 取締役会を17回（ほか書面決議2回）開催し、法令等に定められた事項や予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ② 監査役会を18回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ③ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ④ 「リスク委員会」を4回開催し、また、社内教育としてコンプライアンスセミナーを実施し、当社の役員についても外部より講師を招き役員コンプライアンスセミナーも実施し、さらに、個人情報漏えい対策訓練を総務部主管で、管理担当役員が訓練責任者となって実施し、役員及び従業員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。
- ⑤ 2016年5月にコーポレートガバナンス基本方針を制定し、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むことをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。
- ⑥ イオングループ各社との取引については、市場価格に基づき、交渉のうえ決定しております。全ての取引に関して、取締役会において決議・報告し、内容に応じて事前承認あるいは事後承認の過程を経て適正性を確認しております。

7. 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重点施策の一つと認識しております。株主の皆さまへの適正な利益配分を実施するとともに、事業拡大や生産性向上を実現するための内部留保資金の確保を行い、企業競争力を高めることを基本方針としております。

また、配当性向は30%以上を目標としております。

<当期及び次期の配当について>

当社は会社法第459条第1項各号に定める剰余金の配当及び自己株式の取得等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により行うことができる旨定款に定めております。当期の期末配当金は、2017年4月12日開催の取締役会決議により、1株当たり10円とさせていただく予定です。なお、1株当たり中間配当金10円を実施しておりますので、当期の年間配当金は20円となります。

2018年2月期の配当金につきましては、1株当たり中間配当金10円、期末配当金10円とし、年間配当金20円を予定しております。

(注) 本事業報告中における記載金額は、表示単位未満は切り捨てております。

貸借対照表

(2017年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	43,486	流動負債	30,003
現金及び預金	1,525	支払手形	2,739
売掛金	186	電子記録債	2,702
売上預け金	2,203	短期借入金	12,988
商品	37,274	1年内返済予定の長期借入金	6,000
貯蔵品	66	リース債	1,281
前払費用	381	未払金	10
繰延税金資産	226	未払法人税等	636
未収入金	1,598	未払消費税	1,288
その他	22	未預り金	988
固定資産	15,023	設備支出手当	375
有形固定資産	4,971	ポイン ト引当金	73
建物	3,708	賞与引当金	569
構築物	3	賞与除の債	127
機械装置	0	長期借入金	221
器具備品	358	長期リース債	1
土地	898	長期預り金	0
建設仮勘定	1	退職給付引当金	1,672
無形固定資産	380	退職給付除の債	22
借地権	4	負債合計	32,665
商標	6	純 資 産 の 部	
ソフトウエア	337	株主資本	24,898
その他	32	資本剰余金	3,749
投資その他の資産	9,671	資本準備金	3,579
投資有価証券	1,925	利益剰余金	3,579
関係会社株	200	利益準備金	17,573
関係会社出資金	246	その他利益剰余金	191
長期前払費用	750	別途利益積立	17,382
敷金及び保証金	6,226	繰越利益剰余金	5,019
繰延税金資産	288	自己株式	12,363
その他	34	評価・換算差額等	△4
資産合計	58,509	その他有価証券評価差額金	923
		新株予約権	21
		純資産合計	25,843
		負債純資産合計	58,509

損 益 計 算 書

(2016年3月1日から
2017年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		102,224
売 上 原 価		53,404
売 上 総 利 益		48,820
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		43,815
営 業 利 益		5,005
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	46	
受 取 保 険 金	5	
そ の 他	7	59
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36	
そ の 他	1	37
経 常 利 益		5,027
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	44	
減 損 損 失	230	
災 害 に よ る 損 失	165	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	9	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	59	
そ の 他	14	524
税 引 前 当 期 純 利 益		4,503
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,757	
法 人 税 等 調 整 額	66	1,823
当 期 純 利 益		2,680

株主資本等変動計算書

(2016年3月1日から
2017年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益剰余金	
2016年3月1日残高	3,749	3,579	3,579	191	5,019	10,533	15,744
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△850	△850
当期純利益						2,680	2,680
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	1,829	1,829
2017年2月28日残高	3,749	3,579	3,579	191	5,019	12,363	17,573

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2016年3月1日残高	△4	23,068	987	987	－	24,056
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△850				△850
当期純利益		2,680				2,680
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			△63	△63	21	△42
事業年度中の変動額合計	－	1,829	△63	△63	21	1,786
2017年2月28日残高	△4	24,898	923	923	21	25,843

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………店舗在庫：「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四に定める売価還元平均原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

倉庫在庫：移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………経済的耐用年数に基づく定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～39年 器具備品 2～20年

無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

長期前払費用……………期間均等償却

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金……………ポイントカード制度により顧客に付与したポイントの使用に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれるポイントに対応する金額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員業績報酬引当金……………役員に対する業績報酬の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理をしております。

(5) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,243百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く。）

短期金銭債権	28百万円
短期金銭債務	65百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	160百万円
営業取引以外の取引による取引高	0百万円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	店舗数
店舗	建物、器具備品、ソフトウェア等	兵庫県尼崎市他	32

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗（Eコマース含む）を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また、ソフトウェアについては、今後の使用が見込まれなくなったことから、固定資産帳簿価額を回収できないと判断した資産グループについて、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額230百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。減損損失の内訳は、建物172百万円、器具備品3百万円、ソフトウェア22百万円、長期前払費用31百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	42,533,000株	一株	一株	42,533,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	12,284株	一株	一株	12,284株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
2016年4月13日 取締役会	普通株式	425百万円	10円	2016年2月29日	2016年5月6日
2016年10月5日 取締役会	普通株式	425百万円	10円	2016年8月31日	2016年11月8日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2017年4月12日の取締役会において、次のとおり決議を予定しております。

(ア) 株式の種類	普通株式
(イ) 配当金の総額	425百万円
(ウ) 配当の原資	利益剰余金
(エ) 1株当たりの配当額	10円
(オ) 基準日	2017年2月28日
(カ) 効力発生日	2017年5月8日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	33,200株
------	---------

5. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(百万円)
減価償却超過額	124
減損損失	469
資産除去債務	264
商品評価差額	63
未払事業所税	12
未払事業税	31
未払社会保険料	9
ポイント引当金	39
賞与引当金	68
退職給付引当金	9
その他	19
繰延税金資産小計	1,113
評価性引当額	△108
繰延税金資産合計	1,004
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△405
資産除去債務に対応する除去費用	△83
繰延税金負債合計	△489
繰延税金資産の純額	515

2. 税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第十五号）」、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第十三号）」が2016年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、2017年3月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.0%から、2017年3月1日に開始する事業年度及び2018年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%、2019年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.5%にそれぞれ変更されています。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が22百万円減少し、法人税等調整額（借方）が42百万円増加し、その他有価証券評価差額金（貸方）が19百万円増加しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金、売上預け金、未収入金、敷金及び保証金については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高の管理を行い、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握などリスク低減を図っております。また、投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2017年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	1,525	1,525	—
② 売掛金	186	186	—
③ 売上預け金	2,203	2,203	—
④ 未収入金	1,598	1,598	—
⑤ 投資有価証券	1,920	1,920	—
⑥ 敷金及び保証金(※1)	6,243	6,269	25
資産計	13,678	13,704	25
① 支払手形	2,739	2,739	—
② 電子記録債務	2,702	2,702	—
③ 買掛金	12,988	12,988	—
④ 短期借入金	6,000	6,000	—
⑤ 未払金	636	636	—
⑥ 未払法人税等	988	988	—
⑦ 未払消費税等	375	375	—
⑧ 設備支払手形	569	569	—
⑨ 長期借入金(※2)	2,953	2,949	△4
負債計	29,952	29,948	△4

(※1) 敷金及び保証金には、流動資産「その他」(差入保証金)を含めて表示しております。

(※2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

- ① 現金及び預金、② 売掛金、③ 売上預け金、④ 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ⑤ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

- ⑥ 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。

負債

- ① 支払手形、② 電子記録債務、③ 買掛金、④ 短期借入金、⑤ 未払金、⑥ 未払法人税等、
⑦ 未払消費税等、⑧ 設備支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑨ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (※1)	5
関係会社株式 (※2)	200
関係会社出資金 (※2)	246

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 ⑤ 投資有価証券」には含めておりません。

(※2) 関係会社株式及び関係会社出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

7. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、親会社であるイオン株式会社及び同社の主要国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度並びに確定拠出年金制度及び退職金前払制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表		(百万円)
期首における退職給付債務		1,319
勤務費用		88
利息費用		11
数理計算上の差異の当期発生額		△0
退職給付の支払額		△56
期末における退職給付債務		<u>1,363</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表		(百万円)
期首における年金資産	※	970
期待運用収益		24
数理計算上の差異の当期発生額		1
事業主からの拠出額		119
退職給付の支払額	※	△56
期末における年金資産	※	<u>1,059</u>

※「期首における年金資産」及び「退職給付の支払額」並びに「期末における年金資産」は、当社の親会社であるイオン株式会社及び同社の主要な国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度における退職給付債務の金額の割合に応じて按分計算した金額であります。

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表		(百万円)
積立型制度の退職給付債務		1,363
年金資産		△1,059
未積立退職給付債務		<u>304</u>
未認識数理計算上の差異		272
退職給付引当金		<u>31</u>

(4) 退職給付に関連する損益		(百万円)
勤務費用		88
利息費用		11
期待運用収益		△24
数理計算上の差異の当期の費用処理額		43
確定給付制度に係る退職給付費用		<u>120</u>

(5) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券		53.8%
株式		18.7%
生命保険の一般勘定		14.2%
その他	※	13.3%
合計		100.0%

※その他には、主として現金、オルタナティブ投資が含まれております。

(6) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

長期資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.80%
長期期待運用収益率	2.51%

※なお、上記の他に2016年3月31日を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、97百万円であります。

4. 退職金前払い制度

退職金前払い制度の要支給額は、7百万円であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

名称等	当社との関係	議決権等の 所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
イオンリテ ール(株)	親会社の 子会社	—	売上金の預入	—	売上預け金	1,160
			保証金の差入	31	敷金及び保証金	1,193
			保証金の戻入	42		
イオンモー ル(株)	親会社の 子会社	(被所有) 直接 1.22% (所有) 直接 0.00%	売上金の預入	—	売上預け金	435
			保証金の差入	175	敷金及び保証金	2,182
			保証金の戻入	29		
イオントッ プバリュ(株)	親会社の 子会社	—	商品の仕入	7,775	未収入金(注) 2	827
					支払手形	1,059
					買掛金	1,066

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

イオンリテール(株)、イオンモール(株)及びイオントップバリュ(株)との取引は、一般取引と同様、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

2. 未収入金は、商品の仕入に対する為替レート変動の調整額等として計上したものであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 607円29銭

(2) 1株当たり当期純利益 63円3銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年4月10日

株式会社ジーフット

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 一朗 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 広樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーフットの2016年3月1日から2017年2月28日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年3月1日から2017年2月28日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の董事及び監事等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるほか、子会社の本社、店舗等を訪問して事業の実際を調査し、意見交換をいたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、また、内部監査室の月次報告書等により定期的に報告を受け、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年4月11日

株式会社ジーフット 監査役会

常 勤 監 査 役 (社外監査役)	布 施 弘 二 ㊟
社 外 監 査 役	下 山 宏 ㊟
社 外 監 査 役	竹 越 亮 ㊟
社 外 監 査 役	越 山 滋 雄 ㊟

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場のご案内

【会 場】 東京都千代田区外神田三丁目12番8号

住友不動産秋葉原ビル2階 ベルサール秋葉原

【交 通】 JR 秋葉原駅(電気街口) 徒歩4分
東京メトロ

銀座線 末広町駅(1・3番出口) 徒歩4分

日比谷線 秋葉原駅(2番出口) 徒歩7分

つくばエクスプレス 秋葉原駅(A3出口) 徒歩5分

駐車場のご用意はございませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

